

平成25年第4回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成25年12月13日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第82号 西郷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第83号 平成25年度西郷村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第84号 平成25年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第 4 議案第85号 平成25年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第 5 議案第86号 平成25年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第 6 議案第87号 平成25年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第 7 議案第88号 平成25年度西郷村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第89号 平成25年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 議案第90号 西郷村教育委員会委員の任命について
- 追加日程第2 発議第17号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について
- 日程第 9 請願・陳情に対する委員長報告
文教厚生常任委員会
陳情第 6号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書
（継続審査）
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第12 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 放射能対策特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第15 除染業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第16 例月出納検査結果報告
- 日程第17 閉 会

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議事局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、議案1件、発議1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加議案の上程（議案第90号及び発議第17号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました議案1件、発議1件につきましては、日程第8の次に追加日程第1、議案第90号、追加日程第2、発議第17号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第90号及び追加日程第2、発議第17号を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第90号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたします議案は、議案第90号「西郷村教育委員会委員の任命について」の人事案件でございます。

西郷村教育委員会委員、小菅秀雄氏は、平成20年10月から2期にわたり村教育委員会委員としてその職責を果たされてまいりましたが、今年21日をもって任期満了となるため、再度教育委員会委員に任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

小菅秀雄氏は、明治大学を卒業後、昭和57年4月、日本工機株式会社に入社、現

在、生産管理部長を務められております。また、平成17年4月から平成21年3月まで西郷第一中学校PTA副会長、会長として、保護者と学校の意見調整など学校教育の伸展に尽力されました。

委員就任以来、教育施設の整備や人材の育成、学力向上、いじめ・不登校といった問題の対応など、貴重な意見や提言をされ、その責務を存分に果たされております。これまでの実績、豊富な経験から、本村の教育行政のさらなる伸展にその力をいただけるものと考え、西郷村教育委員会委員に再度任命いたしたく議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第17号に対する提案理由の説明を求めます。総務常任委員会委員長、秋山和男君。

○総務常任委員長（秋山和男君） 発議第17号につきまして、提出の趣旨説明を申し上げます。

発議第17号は、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出についてでございます。

これは、福島県町村議会議長会、会長八島博正から依頼を受けたもので、今議会において総務常任委員会に審査が付託されておりました。

12月4日、総務常任委員会を開催し、委員が1名欠席いたしました。慎重な審議をいたしました。

その結果、依頼の趣旨に賛同し、意見書を提出することが適当と認め、賛成議員と連署の上、別添のとおり意見書を提出しようとしたものでございます。

案文を読み上げます。

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書でございます。

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題は、有効な対策が講じられないまま、新たな漏えい個所が確認されるなど、状況は悪化の一途をたどっており、もはや東京電力だけで対応できる問題ではない。

本県では、汚染水漏えいにより、アジアナ航空チャーター便の福島空港への運航が中止され、また、韓国政府が本県等の水産物を輸入禁止にするなど、県民生活や県内産業だけではなく、国際的にも大きな影響を及ぼしており、国は汚染水問題の解決に向けた具体的な見通しを示し、一刻も早く対応を実行する必要がある。

原子力発電所事故への対応は、世界が注視している中、国が威信をかけて取り組むべき問題であり、一地方の問題に簸小化されてはならない。国においては、IOC総会における「政府が責任を完全に果たす」という国際公約をしっかりと守るとともに、国家の非常事態であるとの認識の下、問題の解決に向け、総力を挙げ、スピード感を持って取り組まなければならない。

よって、汚染水問題については、国が新たな体制を構築し、財政措置を講じするな

ど前面に立ち、責任をもって早急に万全な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、
経済産業大臣、茂木敏充様、復興大臣、根本匠様。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎議案第82号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第82号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第82号「西郷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、本案
に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり承認されました。

◎議案第83号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第83号に対する質疑を許します。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。一般会計補正予算に対する質疑をします。

議案書の14ページでございますが、工事請負費で7億507万5,000円、放射
性物質除染対策事業費とありますが、これは減額されておりますね。これはどうい
うことなのか、ご説明をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 14番後藤議員のご質疑にお答え申し上げます。

工事請負費の減額7億507万5,000円の減額補正でございますが、これは主
に仮置き場の造成工事と進入路の工事費でございます。当初見込んでいたよりも、か
なりの工事費で済むということで、あと、それから谷津田の第2期工事、約10ヘク
タール残っておりますが、これの工事のちょっと遅れということで、それから、北部
の仮置き場の工事費について、おおむね見通しがつきましたので7億の減額補正とい
たしました。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 思ったより工事費が少なく済んだということでございますが、

先ほどこの議会で村長は、除染の進捗率、7割くらい発注したと。私は、発注するのは結構なのですが、それにしても仮置き場がまだ完成していませんね。それで、その発注はしたはいいが、じゃ一体、工事に放射性廃棄物の袋をどこへ持っていくんだと。要するに、トイレを完成をしないで、いろいろな世の中、核のごみの問題でもそうですね。トイレもつくらないで、じゃ何で原発をつくるんだと。それを解決するのが先じゃないかと。まさに、今、谷津田地区、家畜改良センターの仮置き場ができていない。それから、また北部地区も完成していないと、そういう状況の中で、いくら発注してどんどんしたとあって、じゃ、その後、置くところはどこなんですか。その辺、どういうふうに考えているのか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

現在、川谷地区については、川谷横川地区に7ヘクタールの造成をして搬入、既に運用を開始しております。それから、伯母沢地区については、一時保管場所として伯母沢公民館のところに置いてあります。谷津田地区が1月半ばに搬入できますので、それまで一時保管すると。それから、黒川地区につきましては、仮仮置き場ということで、仮仮置き場と一時保管場所を設けまして、そちらに保管しておると。それから、大平につきましても地域住民の協力によりまして一時保管場所ができておりますので、そちらに谷津田ができるまで保管するというございます。それから、下新田地区、上新田地区、山下地区それぞれに一時保管場所を住民の皆さんの協力により保管が可能ということをございますので、谷津田地区が完成すれば、そちらに早急に運びたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） なるほど、そういうことであればそれはそれでいいんですが、それで、この除染に対して、こういうこと言うと水を差すようなことになっちゃうんですが、いろいろ現場の状況を聞く、あるいは住民の皆さんから聞くと、いろいろ除染によって丁寧なところもあるし雑なところもあると、これは業者によっていろいろ違うんでしょうけれども、しかし、そういうところも何か行政のほうであまり目が届いていないんだと、そういう声も聞きます。

私は、もともとこの除染なんていうのは、結論的に言えば、いくらやってもまた元に戻っているところもあるし、住民の皆さんでさえも、それは除染そのものには理解してしなきゃならないという、おおむねは思っているかもしれない。しかし、実際、こんなことやって、こんな多額の金を使って一体どうなんだと。これは非常に今やっている皆さんに対して私はおかしい理屈になるかもしれないけれども、こういうのも本音なんですよ。

それで、一番大事なことが抜け落ちていたり、そういうことがいっぱい言われています。これは、私は西郷村の議会そのものでこんな解決できるとは思っていませんが、国そのものがこの除染に対して非常に曖昧というか、要は福島県の我々の住民に対して、除染はやっていますよと、やりますよと、そういう言いわけじみたことでこれぞ

るざるやっているわけですよ。今ごろになって、今度は一時帰還、住む、住まない、それをもうあきらめるほうがいいとか、その除染の費用対効果も定かでないから、そんなことに金を使うよりももっと本当に被災者の人生のやり直しというか、いろいろなそういうことできちっと使ったほうがいいんだとか、そういう議論がもう自民党の中からさえ出てきているんですね。

そういう中で私は本当に何かじくじたる、除染そのものに非常に懐疑的なんです。この西郷村で今年度140数億円の予算が組まれて、執行されていますけれども、これだって本当に住民の皆さん、率直に言うと、私が当初言っていたとおり、何なんだ、この。しかし、これは行政側としても国のそういういろいろな指針やら、除染もやらなきゃならない。片や、やはり行政としてはこれはきちりやらなきゃならない、そういう非常に自己矛盾したような、そういうことでやっているわけですよ。

私は、それはそれとしても、これはやらなきゃならないでしょう。しかし、そのやる過程において、仮置き場のこの前の議会でも申し上げましたが、工事そのものが非常に何というか、何回も調査を繰り返して、また補正予算だと、増額をしたとか。今回、今度はまたこの前、進入道路が足りないといって今度は増額したでしょう。今度は、逆に7億円要らないんだと。一体どの辺に本当のことがあるのかなど。私の認識がちょっと間違っていたら言ってもらいますが、率直に言って何なんだと。

私は除染の谷津田地区の搬入路についても、当初からきちっとしたそういう地盤調査なり、そういう見積もりをきちっとやっていけばそんな何回三回そんなやっている必要はないだろうと。世の中絶対こうある、それは申しませんが、しかしながらこの除染事業については非常に何というか大ざっぱな、普通の工事ならもう少し緻密にきちっとやっているんだけど、しかし、この除染に対しては本当に何だかどんぶり勘定で、やっているというか、私は思えません。

それで、その中であっても、今度は工事の遅れですね。今、課長は来年の1月にできる、これとても今までも2回も3回も延びているわけです。本当に、これ1月に搬入できるんですか。今度は本当なの。ずっと何回もこうだから、じゃ1月といたら、雪のもう一番降る時期であるし、あの地区は風が吹けば吹きだまりが出て、一夜にしてもうブル持ってこなきゃ通れないところです。だから、もう見通し、これは立場上言わざるを得ないんだかもしらないけれども、あまりにも、今度は1月です、5月から10月です、今度は1月です。また変更になるんじゃないのかい。できないんならできないとはっきり言ったほうがいいですよ、その辺どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

除染の賛否両論はいろいろあると思いますが、私らは国の定めによって粛々と住民の要望に除染をするだけでございますので、とやかく言う必要はないと思うんですが、工事費の減額、11月の谷津田の造成工事と進入路の変更工事請負契約の締結についての議会の承認を得ましたので、増額補正ということで増額をしたということで、また、今度は減額ということでご指摘を受けましたが、トータルで16億円ほど工事請

負費を当初とっておりまして。その谷津田の造成と進入路を増額補正して、ようやく見通しがついたので、今回約9億2,000万円ほど工事請負費がかかりますが、その残額について補正をしたものでございます。

それから、谷津田の造成工事、進入路は11月いっぱいでもう通れますので、これは進入路はできましたので造成のほうに入ることは可能でございます。ただ、造成工事の一部、道路の盛土関係が残っております。これは、業者の確認において1月20日ころまでには、天候次第ではございますが完了するというところで聞いております。さらに、監督者としては早急に、1月20日と言わず早急に造成工事を完了するようにということで、今現在、業者に言っているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

確かに、議員がおっしゃるとおり、議員はあの地区はよくご存じだと思うんですが、冬期間についてはかなり厳しい状況ではございます。ただし、そういったことでできるだけ早くつくってほしいということで要望しておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 担当課にあつては日々の努力は認めますが、どうも私自身この除染そのものに変疑問を抱いているものだから、我々は国の指針に基づいて粛々とやるほかないと、それもごもつともな話です。それも私は理解できます。

それで、先ほど、我々がなぜ補正増額を許した、賛成したかということ、これは賛成しなきゃできないでしょう。だから、多少おかしなことがあっても上げざるを得ないんですよ。何だ、議会で反対したから、否決されて道路ができないんですといったら、これこそ大変なことになるから。例えばあのとき、20億円増額したなんていったって賛成せざるを得ないんじゃないですか。それは、これはどうしようもないんです。そこのところにいろいろ問題はあるとしても、終わってから言たってしようがないんだけれども、本当にそこのけしからんとなれば、それは否決するほかないんだけれども。しかし、それをしたら、全くこれはできないことになるから、だからそういうことで私は賛成しました。

それで、もう少し、これは課長がどうのこうのじゃないんだけれども、一連の百条委員会が設置されて、そこの中でいろいろな問題点が指摘されております。それで、今、太陽光発電に結果的にそうやっているんだと。今度は、家畜改良センターの谷津田地区はまさか国の機関だから、独立行政法人で、そこにじゃ見返りに太陽光をつくれますなんていうことはないんだかもしれないけれども、日本工機の北部のあそこも何か密約ないんですか、太陽光半分やってあげますから、今から言っていたほうがいいよ、本当に、後からになって実は太陽光やっていましたなんて、そういう疑念がわいてくる。村長が答えて、課長では……。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の質疑にお答えします。

減額と密約がどう関係あるんだかわかりませんが、今みたいなことはこの前

ずっと一般質問でもお答えしているとおり、除染は除染、太陽光は太陽光で別事業です。それから、会社の意向について、今そういう言われたとか、そういったことはわかりません。やっぱり私たちは除染は除染で、そしてやるということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） こういう問題になると、また延々やることになっちゃうんだけど、どうも今回の除染のあり方については非常に、先ほど課長が国の指針に基づいて粛々とやるというんだったら何も問題ないわけだ。粛々とやっていないから我々は、あれ、何だ、それているんじゃないの。そこで、疑義があるからこれはじゃちょっと深く調査しようということで設置したわけでしょう。だから、課長の言うとおりの、何も太陽光だ何だなんてきちっと、そういう余計なことをやらなければ、それは粛々ということが当てはまるわけだけれども、粛々とやっていないんです。だから、また、日本工機のお借りしてやるというんだけれども、日本工機でじゃあの広大な土地を大規模なメガソーラーでまた村にやってもらうんだと。私は日本工機の社長なら、何だ、エルナーからエクシブからやっているんだから、俺んところもやらせなきゃだめだと言うよ。何でなんだと。そういうことはないんですか、再度お聞きしますが。今から言っていたほうがいいですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 疑念というのは、仕組んでいるんじゃないかとか、いろいろありますね、密約とか、そういったことはありません。事業は事業で独立しております。この前、百条で県の職員の人が言っていましたよね、それはそれで別ですよと、私も別だと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 再度、ついでながら聞いておきますが、北部の長坂の日本工機の仮置き場の件であります、これは何か聞くところによると進入路とか、いろいろなことでまだ地元の合意は得ていないんだと聞くんですが、その辺はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

おおむね、地権者についてはご了解をいただいております。さらに、12月11日、長坂行政区について説明会をいたしまして、おおむね了解をいただきました。12月19日に柏野、赤渕行政区について除染の説明会を行います。その中で概要を申し上げて、地域の皆さんに了解をいただくということになっております。さらには、下羽太については11月26日でしたか、説明会を終えておりますので、その中でも特に疑問点とかそういうものはありませんでしたので、了解をいただいたと思っております。

さらには、その概要については議員の皆様にもう少し、来年になると思いますが、1月頃に概要を皆さんに提示したいと思っております。

長坂につきましては14ヘクタールほど造成工事を行いたいと思っております。搬

入土量については約10万立方を考慮しております。289号線から北部のほうの行政区について搬入を考慮しております。進入路につきましては、阿武隈川羽太橋から真名子川の滝の入橋がかかっておりますが、そこから約700メートルほど、村道1号線を改良しまして、その14ヘクタールの日本工機の敷地内に進入路を約800メートルだと思っておりますが、設けまして仮置き場を設置したいと、今のところ、そういった概要でございます。

ですから、おおむね地権者の了解は得ております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この進入路について、私はちょっと詳細な進入路の経路というのはわからないんだけど、私はあそこを前の前の村長のとき、鈴木平作村長のとき、産業道路からガソリンスタンドから真っすぐ田んぼをどんと通ってゴルフ場に行くんだと。私は、家畜改良センターも聞くところによると、家畜改良センターで独自に6キロメートル拡幅舗装するということは大変なことなんですね。これは、除染にちょうどいいわいと、じゃ、場所を提供するから道路整備してくれと、そういうことでメリットが生じるからああいうふうにやったんだと私は思う。

そうすると、これは日本工機そのものじゃないけれども、村のどうせやるんなら、そんな端っこのほうの蛇がのたまわったような道路に投資するよりも、当初どんと通ったそういう将来使える産業道路でも整備しながらやったらどうなんだということ。私は、この際。今頃になって、村長、選挙はおととい表明したから、長坂の道路整備が始まったわな。選挙近くになるとどういふわけか始まるんだわな、それまで何にもやらない。これは本当にみんな不思議に思うんだよ。小林議員も言ったけれども、上新田付近だけはやらないなんて、これもおかしいんだわな、確かに。

だから、私は、誰がどうのこうのじゃないけれども、これは村の全体の総合計画の中で、これは最大限将来の産業上いろいろな意味で考えた場合、この際、そういうきっかけとしてあそこをやはりもっと、仮置き場のための道路じゃなくて、それも兼ねた、いわゆる294号線、今白河市でやっている三菱ガス化学ね、その向こうに抜けるようなことを考えればいい、この際。私は、除染云々そのものと絡んで、どうせならそういうふうな西郷村にとって、あるいは西白河郡、白河市にとっても、これは当然基幹産業道路として位置づけなきゃならないんですね。この際、そういうことでもう少し考えたらどうなんだと、そういう構想はお持ちじゃないですか、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 確かに言われている趣旨はありますね、私もそう思います。ただ、問題は今の基幹道路とかいろいろ考えますときに、やっぱり除染の仮置き場は、今さっきは、前段の話は延びちゃっていつやるんだという話ですね。事は急がれているとしますと、やっぱりそのルートとして最適な、早くて、そして説明会もすぐに了解できますように、あるいは用地買収、いろいろなことの説明会で時間がとられるということも頭に置いてやる必要があります。もちろん、財源論としては今の話は正し

いというふうに思います。両方考えてやっていきたいといます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今さらここでどうのこうのといっても動き出したから始まらないんだけど、だから、そういうことも本当は、これは議会議員18人いて、村長はどう思っているかもわからないけれども、村長が思いつかないことだって我々は多少のアイデアはあるわけだから、本当はもう少しそういうことで知恵を集めて、そうすればよりよいあれができるんですよ。何もそんなもっとオープンに何でもそうやって言えば、そんなメガソーラーのための除染じゃないかなんていろいろ詮索されないで済むわけなんだけれども、どうも村長は何でも自分一人でスーパーマンみたいに、そういう考えなんだか知らないけれども、もう少し私は合理的に進めるんだったらやっぱり皆さんのいろいろなこういう考え方を借りて、結果的によりよい行政をやったほうが私はいいと思うんですが、これはもう言っても始まらないことですから、それはそれでいいんですけども。

全体的に、この除染そのものは私は非常に、これは国そのものに言いたいことなんです。本当に膨大な金を、こんなごみを集めて袋に詰めて、結局あのトン袋の中は錢詰めて積んでおくようなものだわな。そういうことに国民の税金が莫大に使われる。それと同時に、今、西郷でやっていることは、何回も言うようですけども企業のメガソーラーに化けていると、これが一般村民には非常に納得いかないんじゃないですか。これはいろいろ委員会設置しておりますから、そこでいろいろまた明らかになっていくでしょうが、私はもう少し言えることはきちっと粛々とやるにしても、住民に納得いくようなそういうやり方があるはずだと、このように思いますので、これで終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。議案第83号につきまして質疑をいたしたいと思いません。

佐藤村長も今日が任期切れの最終議会ということで、この3月定例議会はどのような形になっておるかわかりませんが、私自身も佐藤村長が再選されればもうほとんど何もかにも言わんやでほとんどご質疑もなくなるから安心していただきたいと思いません。

ということで、現在のところ非常に除染の問題で大きな村民の期待には村の行政が応えていないという中でございます。また、その中で特に私が一番危惧しているのは、住民の皆さん、そして議会議員が除染がどのような形で今進んでいるのかもわからない。その地区を誰が、いつ入札をして、どの業者がとって、その仕事はいつから始まって、いつ終わるんだということが住民の皆さんも議員もわからない。わかっているのが村の担当課とそれから行政区長さんだけだと、こういう状況が今生じていると私は認識をいたしております。

議員が除染の状況を知りたいとすれば、議員みずから放射線対策課のほうに行っ

て、その状況をお聞きして、現在どうなっていますかということを書いて初めて我々が知るという、非常にこれが正常な議会と行政執行者との間の正しい姿なのかと思うと、私は非常に疑問を持っております。

本来であれば、執行者、そしてまた議会、行政区長、そしてまた住民の皆さん、全ての皆さんがこの除染、未曾有の大災害ですから、このことをみんなで情報を共有して、その一挙手一投足までわかるような、そういう除染の進め方をさせていただきたいと、またするべきだというのは私の持論であり、希望でもあります、全くこれがなされていないのが今の村の状況であります。

現在、今回の補正予算に県支出金として27億2,000万円ほどの補正予算、県支出金が歳入に入りました。そして、合計で151億円の県支出金が増えておりまして、莫大な、要するに今までこの原発事故がなければ村の一般会計の中は100億円弱程度の予算規模であったのが、この除染だけでも151億円以上の県支出金をいただくというまったくとんでもない事態になってしまったわけであります。

そして、今慌てて何か発注率にこだわって、村長がその除染業務を急いでいるというふうに私は見ております。そういう中で、今朝の福島民報新聞に除染の問題で記事が出ていました。とても恥ずかしい記事が出てしまったんですね。民報社さんもこんなことを書かなきゃいいのになと思ったんです。この記事を持ってきて、これを書かれて大失敗だと思えますよ、西郷村は。11日開かれた西郷村定例議会一般質問で、佐藤正博村長は秋山和男議員の質問に答え、村内の除染の進捗状況について説明したというんですね。この中で、現在、西郷村は276戸しか除染が完了していないというんです。たったの276戸しかしていないと、こういうことを新聞で書かれてしまったんです。

今日、慌てて私は白河市とかほかの町村はどうなっているのか調べてみたんですが、西郷村が270戸しか済んでいない、太陽光発電、エクシブも終わったし、エルナーも終わって太陽光発電は終わっていますが、あそこは完璧に終わったんです。けれども、住宅はまだ276戸しか終わっていない、西郷村。じゃ、白河のもとの大信村はどうなんですかと聞いたら、大信の大谷地区で350世帯、信夫地区で約400世帯、合計、あの信地区でさえ750世帯終わっているんですよ。西郷村は276しか終わっていない、これが現状なの。こんな恥ずかしい記事を民報新聞に書かれてしまったんです。私は残念でなりません。

それで、泉崎村に聞いても、あの小さな、申しわけないですけども、人口8,000人、その程度ですか、の村の除染であっても10月末現在で545戸終わっているんです。その半分なんです、西郷村は、半分しか終わっていないんです。

だから、10月末現在で西郷村は130戸しか終わっていなかったの、ここで慌てて、選挙が近いからでしょうけれども、やっているんでしょうけれども、実際それでも276戸しか終わっていない。こんな恥ずかしい村の除染業務を新聞に書かれてしまったんです。これを見て、白河市の方々、担当者の方々が見てどのように思うかということなんです。

それで、今すっかり終わっているのが、6億円、7億円かけて太陽光発電のグラントエクスブの太陽光発電はきれいにもう、本当に造成工事のように終わる、住宅は260戸しか終わっていない、これが村の現状です。

そして、今、後藤議員が言われましたけれども、長坂の仮置き場についても道路はつくってやりますよと、294号と言ったけれども、まだ言葉足らずだったんです。これは、当時1億円で買えたんです、長坂の日本工機が買ったゴルフ場用地60町歩。あれは村が、村長、買い取っておいて、村がそこに道路をつけて、入居用につけて、そして白河市の工業団地と長坂工業団地を合体させなきゃならなかった。それを指をくわえて待っていて、日本工機に買わせてしまって、その日本工機のためにまた土地をお借りしてそれに道路をつけると、こんな無駄なというか、先見性のないというか、本当に先を見ない行政というのは私はないと思います。

だから、あれは土地を村が買い取っておいて、仮置き場にして、仮置き場が終わったら、それは村の工業団地にすればよかったんです。60町歩、大体平坦なんです。そういうビジョン、夢をやはり村長というものは持たなきゃならない、私はそう思っておりますが、そういう中で先ほども言いましたけれども、今回の一般質問でも申し上げましたが、担当課の課長さんにお伺いいたします。

今、村民の方々、これは本当に住宅除染を待っています。いつときも早くやってほしい、待っています。ところが、いつになるかもわからない、いつの順番になるかわからない、どのような方法なのかかわからないというのが不安な毎日を過ごしているのが住民の方々です。そういう中で、この村のいわゆる除染実施計画の中に、地区除染対策協議会というものをつくって、住民のニーズ、希望、そういったものを受けとめながら、情報を全て吐き出して、透明性を持って公開して、そして皆さん住民がわかる中で進めるというふうになっているんですね。ところが、それが全く今機能していないんじゃないかなと私は思います。

そういう中で、この除染対策協議会、今除染これからやりますけれども、実際にこの除染対策協議会というのはどのような形で各行政区につくられるのか、そして、何の法律に、法令、ガイドラインに基づいて地区対策協議会というのはつくられるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 15番佐藤議員のご質疑にお答えを申し上げます。

地区協議会の組み方というか、その組織の立ち上げの方法ですね。こちらについては除染の説明会において、区長様をお願いしまして、区長を中心にとということでお願いして、区長ばかりじゃなくて別な組織で立ち上げてもいいですよということでお願いをしています。この立ち上げの目的というのは、要するにどこを順番に先にやるのか、そういったもろもろの問題を解決するために行政区長さん並びに班長さん、組長さんをお願いをして立ち上げている組織でございます。

その組織の法令についてはどのようなものがあるのかということでございますが、これは西郷村の除染実施計画の中に書いてあると思いますが、西郷村除染実施計画第

2版の12ページに、(1)として地域ごとの除染の取り組みということで、(1)地区除染対策協議会(仮称)等の設置ということであってあります。これでもって立ち上げております。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) もちろん私もわかって聞いているんですが、それでは、その説明会において、実は私今日けさ方、下新田行政区で説明会の目次、次第書を見たんですが、ここに地区除染対策協議会の設置についての説明というのが入っていませんでした。私もあの日、JRAウィンズの説明会場に行きましたけれども、まったく聞いておりません。そして、行政区総会を開いて、その中でこの問題について協議をされたのかどうかわかりませんが、その協議を開いた、総会を開いたという情報は入っていますか、課長さん。

○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

下新田地区に限ってよろしいでしょうか。下新田地区の除染の説明会は、ウィンズ……(不規則発言あり)はい、役員会を通じてやっているということで、役員と班長さんとやっておるということでございます。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 私が聞いているのは、役員ではなくて、これは大きな問題でしょう。役員だけで責任とれるんですか、除染の問題。これは命にかかわる問題なんですよ、子どもたちにとっては。それは役員がじゃ責任とってくれるんですか、全て。違うでしょう。これは住民総会を開いて、その中で各行政区長さん、役員さんをお願いしますということを決議されればそれはそれでいいですよ。地元の下新田行政区除染エリアの中の総会を開いて、これを立ち上げるべきじゃないんですか、そこで説明すべきじゃないんですか、それを立ち上げた理由について、目的についても、違うんですか。そういったことのやった実績、聞いていますか。

○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○放射能対策課長(藤田雄二君) お答えします。

そういったことについて、役員会等で議論した中で、地区の住民全体説明会をやるかどうかは議論して、班長さん、組長さんをお願いするということで決まったということ聞いております。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) それでいいんでしょうか。この協議会の会則ってあるんですか、協議会ですから当然会則があると思うんですね。住民の意向をどのように取り入れて、どのように反映するというのも入っていきやならない。この協議会の会則はありますか。

○議長(鈴木宏始君) 放射能対策課長。

○放射能対策課長(藤田雄二君) 私の知る範囲ではないと思いますが、口頭でだけの協議の中だと思いますが、確認をしてみます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、誰もわからないんです。そういうものが立ち上がっているのが、ほかの行政区はどうなんだかわかりませんが、少なくとも西郷村の行政区長会、会長さんがやっておられる下新田行政区で私はまったく聞いていません。だから、私は下新田行政区がどのエリアにあって、いつ除染がされて、いつ始まって、いつ終わるのかもわからないです。だから、恐らくほかの行政区の方々、住民の方々も同じだと思うんです。

だから、会則がないところで、誰が会長と決めるんですか。必ず協議会ができれば、協議会の目的、趣旨、役員、こういうものを決めて、その中で協議会を開いて会長、副会長を決めるんじゃないですか、その手順を踏んであるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 確かにその手順等ございますが、その辺はもう区長さんのほうにお任せしたという状態はございます。ですから、その中でいろいろな協議をして、最終的には戸別訪問ということで住民の皆さんに直接お会いしまして、要望等、いつやるのか、いつ頃できるのかというものは必ず通知しますので、いつ頃入るのかというのは必ずわかるようになりますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そんな詭弁でできる問題じゃないんです。この除染というのは、命にかかわる問題なんです。昨日も一般質問で、おとといですか、やりましたけれども、あるところから25万ベクレルの放射性物質が出ているけれどもどうなんだという話もありましたけれども、下新田行政区だって私が言ったように16マイクロシーベルトですよ、駅前で。はっきり出ているんですよ、こういうことで。そういう中ですから、皆さん命がけて住んでいるんですよ。それを、そういう曖昧な中で、協議会を立ち上げました、会則もわかりませんが、会長も私はわかりませんが、誰がなっているか、会長もわからない、役員もわからない。そして、我々がじゃどこにどういう形で協議会のほうにその内容の説明を受けたいときどうするのかわからない。恐らく私がわからないんだから、住民みんなわからないと思うんです。

だから、こんなことの除染をやっていたんでは、とてもじゃないけれども、住民と情報を共有したのができるわけじゃないです。必ず、その中でこれから問題が起きます。想定外の問題が起きてくる、その場合、行政区長の責任になりますよ、役員責任になりますよ、各行政、全村内ですよ。責任とれるんですか、行政区長さん。行政区長の役割というのは、そこまでは入っていないでしょう、条例で。そうでしょう。村の条例の行政区長の役割というのは、この除染なんか入っていないでしょうって、これは今言ったようにまったく別個に分けなきゃならないんです。通常の行政区長の役割と、除染の協議会というのは分けなきゃならない。そうしないと、くそもみそも一緒になったってお互いにうまくいかないんです。こちらについては、もう住民のいわゆる命にかかわる問題だから、風通しをよくして、いつでもそういう情報が入るようにしていかなきゃならない。それをまったく怠っているんじゃないですか。

これは、だから私は認められないと思いますよ、いくら役員で決めたって、総会を
やらないんですから。こんなことが村内各地で起きたときに、大変な問題が起きるん
です。

そして、時間がそろそろ11時になるんで休議に恐らく入ると思います。その間に、
私はちょっと資料要求、会議途中で中断するのは申しわけないんで、今、飛んで、ち
ょっと資料を要求しておきたいと思うんですけれども。最近、大手企業がかなり除染
の業務を請け負っておりますので、ここ1年間で結構です。1年間の除染業務の発注
した一覧表、それから、大手企業が入った入札状況調書、それから、今回下新田行政
区に信越半導体の工場の除染まで入っているということで何か私はびっくりしたんで、
下新田行政区の除染エリア図、これをまずちょっと休議の間、用意していただきたい
と思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時08分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時21分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第83号に対する質疑を続行いたします。
15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、今言ったように地区の除染対策協議会について、今、
議員控室で話したんですが、同僚議員もほとんどわからない。そして、目的もそのプ
ロセスも恐らく行政区長さん、会長になっても何が仕事なのかわかっていないと思
いますよ。そういう中で、今回できたその協議会というのは、やはり私は住民の合意を
得ていないと思うんです。また、得た区長さんだって、はっきり申し上げますが何を
していいかわからないというところじゃないかと思うんですね。

責任問題があると。もしもですよ、あったときにはその行政区長さんが責任をとれ
るんですか、とれるわけないですよ。だから、余分な負担を行政区にかける、まだ行
政区長とその住民との間の意思疎通、情報共有ができていないんです。これをやらな
きゃならない。もう一回、それについてきちんと精査する気持ちがありますか、担当
課長。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

実は、行政区除染対策連絡協議会ということで、規約ということで案ができており
ます。その中で、川谷行政区だけについては協議会を立ち上げて、規約をつくって皆
さんにお渡ししております。川谷地区につきましては、行政区長さんの役員とそのま
ま移行するというので、そちらのほうにやっております。こういったものについて
は、もう一度そういったことでわからないということであれば、もう一度規約を行政
区のほうにお示ししまして、きちっとした形でお願いするようにしたいと思いますの

で、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） このように住民の生活、住民の生命にとって大事な問題を今やっているわけなんですね。それについての協議会であれば、当然統一した協議会会則をつくって、それをまた議会の議員にもお示しをして、議員のご意見を賜りながらそれをつくると。そして、最終的な責任問題についてはどうなんだと、また、住民の意向をどのように反映されて、それがまた実際的に機能するためにどうなんだというやはり説明をして相談をすべきなんです。まったくやっていない。恐らく、請け負った区長さんだで大変だと思いますよ。だから、実際にこういったものがあっても、その機能、目的をまったく果たしていないというのが私は現状だと思いますので、どうか十分その辺は再度やってほしいと思います。

その中に、私が一番心配するのは、本当に住民の意向を酌み取っているのかということが1つ。それから、住民の意向をどのようにして酌み取るのか。酌み取った意向はどのようにして反映されていくのか。そして、酌み取った、例えば住民の意向が地区除染対策協議会の中でどのようなプロセスを経てその意向が反映されてくるのかということになってくるんですね。こういったことを実際に我々は真剣に考えていかないと、住民の生活の不安、除染に対する不安がますます増してくるわけですから、それも含めて十分にこれは対応していただきたいということをここで申し上げます。今は課長のほうで、じゃ。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 今の3点についてお答え申し上げます。

まず、住民の意向はどうやって反映するのかということですが、これは除染を発注したら、必ず区長さん、役員を通さないで個別に打ち合わせをします。

（不規則発言あり）あ、それはいいですか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） どうも認識がやっぱり違うんだから、頑張っけて聞いてください。私が言っているのは、その協議会ができた、できてから行政区長さんがもし会長になったとしたら、住民の意向をどのような形でそれを意向をこれから酌んでいくんですかと。例えば、私だって実際のところ、自分のところがいつ頃除染してもらえるかわかりませんよ、わからないでしょう。じゃ、誰に言えばいいんですかということ。窓口は誰ですかと、分らないです。だから、今度そういう協議会ができたから、もし皆さん方の行政区の中で除染問題で問題あったり、知りたいことは、こういう協議会の中にこういう意見を出してください、情報流して、電話番号こうです、お名前こうですということの例えば問診票じゃないけれども、そういうお伺い書みたいのをつくって、常に意見が通るようなものをつくりなさいと言っているんです、この協議会の中ですよ。結構です、答弁、回答になっていないから。

それから、行政区長については、村の条例で区長の職務というのは規定されているんですね。この中に除染の関係の除染対策協議会の会長の役員までを受け持つという

ことは条例の中に私は入っていないような気がするんですが、それについての整合性はあるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

除染については、突発的な事故の関係で除染の説明会の中でそういったものを村のほうで行政区にお願いいただけてございます。ですから、断られれば別な組織でつくらざるを得ないんですけども、今のところ、行政区が主体となってそういった住民の協議をするということになっておりますので、ご理解願います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） だから、私はこういうものは行政区と別個にして、やはり住民の中にもそういう放射性物質について一生懸命な方もいるし、また、情報を持っている方もいる、教養を持っている方もいる。そういう方々の意見を取り入れるために、広くそういう方々を取り入れた本当に機能する協議会にするべきで、今、行政区があるからそれに任せると、そう簡単なものじゃないと思うんですよ、この問題は。

それと、あと報酬の問題がある。今回の仕事は余分な仕事でしょう。この報酬についてはどうなんですか、行政区長に対する報酬は。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

大変申しわけないんですが、無報酬でございます。それでお願いをしております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） だから、前にも言ったけれども、こういうのは原発事故がなければ行政区長さんだってこんな余分な仕事をやることなかったんですよ。だから、村のほうで、総務課のほうでこの間、町村会で東電に新妻さんに賠償請求をやったと。行政区長さんのこういった余分な仕事の報酬まで請求したらいいんじゃないんですか。かわいそうでしょう、行政区長さん。みんな忙しい中、区長さんだって大変ですよ。ましてや、これからいろいろな問題でさまざまな今度苦情も来ますよ、殺到しますよ。だから、私はその辺の心配り、心配りが足りないと思います。それは、一応申しつけておきます。

それから、今、入札調書をいただきましたね。びっくりなんですけど、竹中土木と西松建設の受注額があったんですけども、西松建設が黒川地区で14億6,000万円ですね、それから大平地区で20億3,000万円、これだけで35億円ですね。あと、竹中土木さん、これは上新田で12億300万円、それであと道南西、下新田ですね、これが31億5,600万円ですね。それで、竹中土木で12億円と31億円で43億円、竹中土木だけで43億円。西松建設さんがもう1個あって、ここに25億円、上野原地区が入ってくるんですね。そうすると、西松建設さんが50億円、単独1社で。これが、佐藤村長の除染建設業者に発注する姿勢なんです。地元ではなくて大手優先。太陽光もそうですけれども、全て大手企業優先、地元はどうなのかなと思うんですね。

地元には西郷村除染組合というのができまして、これも本来であれば村内の建設業者全てが入って、この除染組合を立ち上げて、みんなでもってこの村の仕事をやるという方向をとればよかったです。残念ながら若干いろいろな、やっぱりいろいろな諸問題もあったと思います。そういうことで、その中に入る業者、または入らない業者もいて、2つになっておりますね。

白河市の場合は、先日お伺いしました。すべて地元です。大手は使っていません。ゼネコンは使っていません。西郷村だけです、こんな50億円だの30億円だの、なぜそんなのかと。これだけの大きな1つの事業で14億円、20億円ですね、それから12億円、31億円、それから25億円ですね。例えば、この中の31億円はあれですから、26億円の事業として考えてみますと、これを地元の企業にやれってできますか、できるわけないでしょう。なぜ、できないか。これは25億円あったとすると、この前渡金というのは4割ですよ、10億円ですよ。15億円というのは借入金、一時工事が終わるまでの間、その企業が借入れをして賄わなきゃならない、会社の運営。これができる業者が西郷村にはいるんですか、いないでしょう。だから、こういった大手に全部とれるような入札方式なんですね。これが佐藤村長の、要するにこの除染業務に対する入札方法。

もし私だとすればこんなことしません。この25億円の仕事を細分化する。地元の業者がとれるまで細分化する。地元の業者と相談をして、細分化して発注する。そうすれば、1社の例えば1億2億円の仕事であったとしても、何とか会社、銀行と融資も受けてできるようになるんです。そして、村長であれば、今建設業組合と除染組合が分かれています。この中に村長が入って、これはだめだと、これだけの仕事をみんな地元の業者と一緒にやるといってやるんだというやっぱりリーダーシップを発揮して、これをまとめ上げて、そして、この仕事も大手にやらないで、みんな細分化して地元でやらせると、この仕事をしなきゃならないんです、本当は。それが、西松建設だけで50だの80だの、竹中土木で30、50、こんな大手優先、太陽光優先の行政って、村長、だめです、こんなことでは。

それで、今度は選挙戦を戦うんでしょうけれども、これがもし村民から認められるんならば私たちはもう何もかも言わんや、一切そうした大手にやってくださいと、地元はどうでもいいですよと言うしかないですよ。しかし、地元の方々は一日も早い除染を待っているわけですよ。だったら、細分化していったほうが私は仕事は早いんじゃないかと思う、ある意味で、機敏性、機動性を考えれば。だから、このような方法をするはいけない。白河市は100%地元です。これだけは西郷村長と白河市長の違い、これを明確にお伝えしておきたいなと思います。私も白河市長と同じように地元優先、なるだけ極力もう大手へ出さないという方法をとるべきだと思います。

それで、話は変わりますが、この除染の、我々今まで全然村側からこの除染の大きな意味での、何十億円、50億円、100億円の予算の議決は我々が受けますけれども、細分化したどこどこ地区の入札はこのエリアで金額幾らですよ、いつやりますよと、また入札が終わった後の議会の議決というものも要らないわけですから、全くわ

からない状況なんですね、我々はね。だから、そういう中で、今のこの除染業務が発注されておりますね。そういう中で、やはり何か我々としては、我々の目の届かないところで何か、私個人的にすれば何かおかしいんじゃないのかなと、この行政はということをおぼざるを得ないんですね。

だから、そういう中で今回も今言ったように長坂の仮置き場どうこうという話があったけれども、そういったことも含めて全て本来であれば担当課長が議会に対して、取り付け道路はこのような方法でいって、このような方法でいかがでしょうかと、こうすれば予算が安く済みますよ、地元の方に将来いいですよということを相談しながら進めるべきであって、一切我々議会には言わないで、すべて除染対策費だからといって実際議会を無視した行政というのはおかしいんじゃないですか、課長。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

確かに、議員の皆さんにそういった敬意を払うということになると思うんですが、6月の段階である程度の予定は出しておきましたが、エリアとか、そういったものについては行政区単位でやるということで議員の皆さんはわかっていると思って、私自身で思った勘違いだと思うんですけども、そういったことで今後はこのエリアでこういったもので発注しますよということをお示しします。その辺は改善しますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 先ほど、私は執行部に対して入札状況調書をくれと言いました。それで、入札の調書はいただいたんですが、結局幾らの予定価格で、入札率が何%かというのがわからないんです。これをもらうために私は休議をとっていただかないと、これ以上質疑を続行できませんので、議長においてお取り計らいをお願いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前11時38分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時39分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで、資料作成のために休憩をいたします。

（午前11時40分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩時間中に資料を配付しましたので、ご了承願います。

また、16番室井清男君が通院のため退席しました。

休憩前に引き続き、議案第83号に対する質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 皆様にお配りした除染対策連絡協議会の規約の、説明はよろしいですか。こういう形で行なっているということでございます。

それから、入札状況調書はお渡ししましたので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 最初にちょっと、じゃ、この除染対策連絡協議会の規約が、川谷地区のですか、いただいたんですが、これは全村の各行政区エリアに当然設置されると思うんですが、この規約というのは私的な規約なのか、行政組織の中の規約なのか、どちらなのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

一般的にほかの地区でもこういう協議会を立ち上げていますので、それに倣って作成しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局条例で定めてあるとか、要綱、規則等でそういったものをつくって立ち上げてあるのか、それと、その条例、要綱、村の規則の中にこれは入っていますか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

入っておりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 入っていないということは、もう私的な機関だということなんですね。私的な、意味はないんです、権限も何もないです。これを住民が従う必要もない、そうなってくると。こういう現状を見ていて、課長、どうですか、この問題について我々議会とそれからまた行政区のほうと住民と相談をして、きちんとしたものにする考えはありますか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

今のところ、こういったトラブル等はないので、この方式で最後まで行きたいなとは思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、この協議会ができて、何かトラブルが住民があったと。その会長さんがもしも何かの形でけがをさせられたとか事件があったといった場合には、トラブルに対しては村は全く関知しないんですね。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） そういうことではありません。村がきちっと責任を持ってやりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村が責任を持つということは、村がきちんとした地方自治法上のきちんとした裏づけ、条例等にのっとり、そういったものがなければできないと思うんです。どの法律、どの条例にこれは整合性を持って村が関与するんですか。具体的なものを説明してください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後1時04分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午後1時05分）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 15番佐藤議員の質疑にお答えします。

この協議会がどういう性格を持つのかと、前からお話し申し上げているとおり、この原発事故は突発事故です。どういうふうに対応するか、除染しなければならない。

（不規則発言あり）区長さんがいますね。これは任命行為がありますので、地方公務員法の特別職に該当します。これは、そういったことでお願いをして、そして、仕事を村と協力してやるという地元体制とのうまい融合をしているわけですね。

そのときに、今の除染の協議会というのはどういうふうに位置づけるのかということ……（不規則発言あり）任命行為があって、仕事をお互いやりましょうというときに任命行為がありますから、それはそれで特別職の仕事になります。ここに列記していないということですが、区長の仕事は幅広くあります。その仕事を区長会の総会やって、頼んで、これでいいでしょうとなったといったときに、その仕事としてやるという形ができたわけです。そのときに、区長を通じて、除染の仕方もそうですけれども、地域の声、やり方が一番いいのはどうかと（不規則発言あり）だから、区長さんの仕事の中に入れていただいて（不規則発言あり）任命行為がありますから、その仕事をやっていただいたときに、そういった仕事の中でいろいろなことがあった場合はその中でできるわけです、公務員として。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

西郷村行政区の設置等に関する規則の中で、行政区長の任務ということで村長が指示する調査報告に関することということが含まれておりますので、具体的にケース・ケースによると思いますが、これにより該当させられるかとは思いますが、（不規則発言あり）ただいま申し上げましたのが行政区の区長に関する規則でございますが、法律のほうはちょっと今確認してみないとわかりませんが、通常村でお願いしたいいろいろな委員、それからそういったものに関しては総合賠償保険の適用があるかと思っておりますので、その関係で補償することになるかと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 時間関係でやりませんが、そんなふうになんて曖昧で、任命権者が村長だと。そしたら、村長がこの会長さん、役員を任命するんですか、任命した経過があるんですか、辞令を渡したことがあるんですか。簡単にやってください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 区長は、新年度になりますと一堂に会して文化センターで、議員も区長様をやったことがありましたっけ、そういったことで一人一人任命をいたします。そして、今年の行事予定あるいは健康、何をするかという中で発令をしております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 行政区長にも任命しているのかどうかということで私は聞いているんじゃないくて、この協議会をつくって、協議会の会長、会員として私は任命しているんですかということ聞いたんだけど、全然話が違ふし、時間の関係で飛びます。

これ、ちょっと非常に私、今実は、先ほど除染業務に関して大手の西松建設がよく調べましたら発注額が60億8,000万円、竹中土木が43億5,000万円、合わせて104億3,000万円の業務を発注している、2社にですね。ここで不思議なので、皆さんにちょっとこの入札状況調書をいただいたら大変なことがわかりました。

大平地区除染業務委託、指名業者7社のうち5社辞退、入札執行、入札した方は安藤・間東北支店、そして西松建設2社、西松建設が落札、5社が辞退です。次に、これは大変なことなんです、上新田地区除染業務委託、落札額が12億300万円、これが9社指名に入って7社辞退、入札した方が竹中土木東北支店と西松建設2社、それで、これについては竹中土木が落札、西松建設さんが負けていると。9社中7社が辞退、とったのが竹中土木、負けたのが西松建設。次、下新田行政区の除染32億円の仕事、9社を指名して辞退が6社。そして例のグランディ那須で、大変なべらぼうな金額、予定価格4,000万円のところをたしか1億2,000万円の予定価格、入札価格で入札した清水建設さんと西松建設、竹中土木さんが入札して、とったのが竹中土木。次に、一の又除染業務、28億円の仕事ですか、8社指名して6社辞退、入札したのが竹中土木と西松建設のみ、落札が西松建設。 ※発言取り消しあり

要するに、西松建設と竹中土木さんだけなんです、これ、ほとんど、入札しているのが。これは、議長、休議お願いします。 ※発言取り消しあり ちょっとこれは疑問ありますので、ちょっと協議したいので、休憩をとっていただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 誰と協議するの。

○15番（佐藤富男君） ※発言取り消しあり がありますので、ちょっと休憩をとっていただきたいと思います。あまりにもこれは露骨な談合疑惑がありますので、休憩をとっていただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君に申し上げますけれども、いずれにしても、これは83号に対する質疑ですので、その辺も十分わきまえておっしゃっていただいていると思います。

○15番（佐藤富男君） これから、今、27億円の補正予算を組んで、また、これを入札するわけでしょう。事業発注するんじゃないですか。そういう中で、こんな9社を指名して7社が辞退をして、常に竹中土木と西松建設が104億円の仕事をとっているんですよ、こんなおかしいでしょう、だって。

○議長（鈴木宏始君） 今おっしゃったように質疑の途中なんで、協議をしたいとおっしゃるんで、どのくらい時間をとったらいいですか。

○15番（佐藤富男君） 10分程度で結構です。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時25分まで休憩いたします。

（午後1時14分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時25分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第83号に対する質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 質疑の前に大変申しわけないですが、私の発言中、※発言取り消しありという旨ありましたが、この件は不適切だったと、誤解を受けますので実は私は今、百条委員会の委員長をやっています。その百条委員会の委員にもちょっと相談したい件もあったと、また、資料を調査したい件もあったものですから、そのような言葉を使ってしまったので、その※発言取り消しありという部分は削除をしていただきたいと思えます。

それと、あともう1点はこの入札状況調書、これについて全議員のほうに配付いただけないかということ。それともう1点は、この問題について百条調査特別委員会の調査項目に加えたいという事務手続もありますので、ちょっと休憩をとっていただければ幸いです。

○議長（鈴木宏始君） まず、おはかりいたします。

ただいま、15番佐藤富男君より、さきの発言中取り消したいという旨の申し出がございましたが、これを了解することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

資料の請求を全議員に配付してほしいということですので、これは議長において承諾します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君より、事務手続上、休憩が欲しいという申し出がございましたが、それはそれとして、その前に議会事務局長より書類を調査するために15分程度休憩が欲しいというふうな申し出がございましたので、これより午後2時まで休憩いたします。

(午後1時29分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後2時00分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩時間中に資料を配付しましたので、ご了承願います。

先ほどの調査事項について、事務局長に発言をさせます。議会事務局長。

○参事兼議会事務局長兼監査委員主任書記（松田隆志君） それでは、先ほどの調査の結果について申し上げます。

先ほど、除染業務委託の入札の件についてですが、今年の9月25日に設置いたしました西郷村除染業務委託に関する調査特別委員会、いわゆる百条調査委員会でございますが、この調査事項として調査することが可能かということでございますが、もともと調査事項につきまして西郷村除染業務委託に関する事項ということでございますので、調査は可能でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き、議案第83号に対する質疑を続行いたします。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。それで、またまた申しわけないんですが、先ほど私はそのように言ったつもりはないんですが、同僚議員に言われてちょっと確認しておきたいんで、もしも私の発言に間違いがあった場合は議事録からそれを抹消していただきたいと思います。

というのは、先ほどの入札調書の問題を見て、

[Redacted]

確定して断言しておりません。その文字がありましたら、それは訂正していただきたいと思います。私は談合疑惑があるということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君にお尋ねしますけれども、
[Redacted] 訂正をしたいという話ですね。（不規則発言あり）取り消しをね。

おはかりします。

ただいま15番佐藤富男君の発言はお聞きのようにございますが、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。そのように取り計らってまいります。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、今回特に西松建設さんが60億8,000万円、これも約10か月の期間の工事、そしてまた竹中土木さんについても43億5,000万円、合わせて104億円をこの2社がとっておりまして、本当にこの工事期間内にできるのかなという心配があります。また、今回27億円の除染、県のほ

うから支出金が入っていますが、これはどこの入札を使うのかわかりませんが、本当にこの業者の方々できるのかなと思います。

実際に、例えば下新田行政区の中に大平行政区か上新田行政区だろうと思われる信越半導体の工場の除染工事が下新田行政区のほうに入っておりますが、これは当然分断をして、工場は工場としての除染業務として分断して分けて業務委託すべきではなかったかと思うんですが、どうして下新田行政区と信越半導体の工場用地の除染が一緒に入ってしまったのかの理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

下新田になぜ信越半導体や福山通運などの事業所が含まれているのかということですが、まず1点目として、住宅を中心とする大平地区除染業務委託を早急に発注したいため、大規模工業用地などモニタリング調査などに時間を要したことから後ろ回しにしたということですが、結果、大平地区、大清水地区、黒川地区、上新田地区については、住宅などの除染業務委託の発注が完了していること、原中地区についてはモニタリング調査中しております。小田倉地区内で除染発注がなされておらず、かつモニタリング調査が完了している部位が下新田地区と半導体から下新田地区の間の事業所であったことから、今回まとめて発注をしたものであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 先ほども言ったように、細分化をして、できるだけ地元の業者が受注できるようにやっぱり配慮すべきだったと私は思っておりますが、これらをすべて含めることによって、もう最初から大手ありき、大手でなきゃできないというような入札執行をやっていること自体が、私はすごく疑問に思っておるわけですが、

それで、これから下新田行政区の中も本当に恐らく、ほかの行政区もそうなんですが、住民の方々が一刻も早く、一日も早く除染をしてほしいと願っているわけです。ですから、こういった60億円、100億円もとった業者が本当に早くできるのかと思うと疑問なんです。

あともう1点は、つい最近聞いていますけれども、大手の作業員かどうかかわからないんですが、そういった作業員の事件、事故等をちょっと耳にしておりますが、こういったことが実態としてあったのかなのか、そしてまた、下新田行政区において30億円以上の仕事をしたときに、果たして竹中土木さんが何人の作業員を投入するのか、数によっては大変にやっぱりそういう犯罪とか事件とかいろいろなことを考えると住民の方は不安だと思うんですね。おおむね、どのようにその辺は把握しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、ご答弁を願って質疑を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

本当に住民のために早急に除染をできるのかということですが、できるからこそ大手は受注をしたんだと思っております。

それから、作業員の事故、これらについては細かい事故等は報告されております。いろいろな各市町村でいろいろな事故が報告されておりますが、細かい事故、暴力事件とか、そういったものが報告されておりますが、数が現在……（不規則発言あり）西郷村でもございます、多少の事故なりですね。（不規則発言あり）3件か4件報告があります。それも、いずれも作業中の問題とか、あと作業中以外の作業員がいろいろな事件を起こしたというものは聞いております。

それから、私もやはり住民が一番ということで今現在やっておりますので、その辺は十分に竹中土木のほうに下新田地区の工程どおりいくようにということで、作業員は30班体制でいくということで、これはブロック分けにしてどういうふうやっていくのか、これは皆さんに先日の下新田、12月8日曜日の6時から区長会と、班長さん、組長さん集まっていたいて、その辺でどういうふうやるか、これを全部発表しております。ですから、遅れのないように当然やるようになりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、その区長会で決まったことは全住民にお知らせするようにしていただきたいと思っておりますので、課長のほうからよろしくお取り計らいお願いして、終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第83号「平成25年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号から議案第89号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第84号から日程第8、議案第89号まで一括して議題といたします。

一括して質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本6議案を一括して採決を行います。

本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、本6議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第1、議案第90号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第90号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は同意することに決定しました。

◎発議第17号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第2、発議第17号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第17号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第9、請願・陳情に対する委員長報告を求めます。

継続審査、陳情第6号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、藤田節夫君。

○文教厚生常任委員長（藤田節夫君） 4番、文教厚生常任委員会委員長審査報告いたします。

陳情第6号「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」につきましては、さきの第3回定例会において当委員会へ付託され、採決の結果、継続審査となっていたものでございます。

この陳情につきまして、去る12月4日、第二会議室におきまして委員全員の出席のもと、再度審査いたしました。その結果、不採択とすべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

なお、協議事項として、中学生海外派遣について協議いたしましたので報告をしたいと思います。

文教厚生常任委員会では、現在タイ王国国内の政情が不安であることに鑑みて、常任委員会としては今回の中学生海外派遣事業について、執行部においては慎重の上にも慎重を期して対応することを全員一致で決議されましたので、申し添えます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで暫時休憩いたします。

（午後2時15分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時16分）

○議長（鈴木宏始君） これより採決を行います。

継続審査、陳情第6号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

したがって、原案に対して採決します。

本陳情は採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手なし）

○議長（鈴木宏始君） 挙手なしであります。

よって、継続審査、陳情第6号は委員長報告のとおり不採択と決定しました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第10から日程第15までの各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題とします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務

及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第16、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成25年8月期から平成25年10月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に委任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成25年第4回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時20分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月13日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 高 木 信 嘉

署名議員 後 藤 功